

2026年7月

令和8年度診療報酬改定
疑義解釈資料の送付について(その10)

(令和8年7月17日保健局医療課事務連絡)

【栄養関連項目抜粋資料】



公益社団法人
日本栄養士会

【リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算等】



問 1

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算及びリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準における「院内で発生した褥瘡（DESIGN-R2020分類d2以上とする。）を保有している入院患者の割合」について、当該加算の届出以降は毎月要件を満たさなければならないのか。

（答）

届出月及び施設基準等の適合性を確認し、その結果について報告する月（8月）（以下「報告月」という。）の前月の初日を調査日として、入院後に院内で発生した褥瘡を保有している入院患者の割合が要件を満たしていればよい。なお、報告月に要件を満たしていなかった場合、変更の届出を行う必要があるが、報告月以後に調査を行い、要件を満たしていれば、再び届出することは可能である。